

## 第6章施策目標別の展開(案)

### 施策目標1. 子どもの豊かな成長支援 ・推進項目1. 子どもと母親の健康確保

資料4

目標値名	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
妊婦健診の受診率		
乳幼児健診の受診率		
乳児のいる家庭の状況把握割合(乳児家庭全戸訪問実施による状況把握割合+未訪問家庭の状況把握割合)		

旧施策No	施策No	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課	区分	備考
新	1	妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 妊娠前から子育て期までの総合相談窓口である守口市子育て世代包括支援センター「あえる」では、母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援事業等を実施し、妊娠前から子育て期にわたるまで、関係機関と連携をとりながらワンストップで切れ目のない支援を行います。</li> <li>■ 妊娠の届出にあわせて、すべての妊婦の方と面接を行い、妊娠中の過ごし方を伝えるとともに、出産後も子育てに関する様々な不安や疑問などの相談に応じます。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児(本人および保護者が対象) 3歳から就学前までの幼児(本人および保護者が対象)	子育て世代包括支援センター	新規・統合	・「NO.90 利用者支援事業」と「NO.91 育児相談事業の充実」を統合
1	2	保健指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 母子健康手帳交付時の保健指導を徹底し、未婚やひとり親、親族等身近な支援者がいない妊婦や、心身の健康に課題がある妊婦等、出産前から関わりを深め、虐待防止も含め出産後の養育に関する支援を行います。</li> <li>■ 出産後においても、経過観察の必要な乳幼児とその保護者への保健指導・個別相談を充実し、必要に応じて「育児教室」等集団指導も実施します。</li> <li>■ 新生児や乳幼児期における不慮の事故に対する認識を深めるとともに、事故発生時の対応等に役立つ知識の普及に努めます。</li> <li>■ 必要な相談・指導が受けられるよう、あらゆる機関との連携を図ります。</li> </ul>	妊婦(本人が対象) 0歳から2歳までの乳幼児(本人および保護者が対象) 3歳から就学前までの幼児(本人および保護者が対象)	子育て世代包括支援センター	統合	・「NO.1保健指導の充実」と「NO.58不慮の事故への対応」を統合
2	3	妊婦に対する健康診査	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 妊婦の健康保持・増進を図り、妊娠に伴うリスクを軽減させるため、妊婦に対する健康診査を実施します。なお、妊婦健診の受診券は、子育て世代包括支援センターで母子健康手帳を交付する機会等に合わせて交付することで、受診率の向上に努めます。</li> </ul>	妊婦(本人が対象)	健康推進課	継続	
3	4	両親教室の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 出産前から子育て準備期間と位置づけ、妊婦やその配偶者の体験・交流の機会である両親教室を開催し、子育てに関する情報提供を行うとともに、実践で役立つ知識の普及を図ります。</li> <li>■ 両親教室の場を活用し、男性の育児参加の大切さを啓発します。</li> </ul>	妊婦(本人及び配偶者が対象)	子育て世代包括支援センター	統合	・「NO.3両親教室の実施」と「NO.110両親教室の活用による啓発」を統合
4	5	乳幼児に対する健康診査	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 乳幼児健診の重要性を呼びかけるとともに、受診率の向上に努めます。</li> <li>■ 市内全乳幼児の健康診査を実施し、疾病の早期発見、運動発達や精神発達等において遅れの疑いがあるかどうかの評価に取り組み、支援が必要な子どもとその保護者がいる場合、関係機関へ情報提供し、適切な対応を行います。また健診時には、「養育状況」の間診もっており、養育面について必要な助言を行うほか、虐待の予防・早期発見にも努めています。</li> <li>■ 新生児や乳幼児期における不慮の事故に対する認識を深めるとともに、事故発生時の対応等に役立つ知識の普及に努めます。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児(本人および保護者が対象) 3歳から就学前までの幼児(本人および保護者が対象)	健康推進課	統合	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 乳幼児健診の未受診者については、健診の再案内や家庭訪問などで乳幼児やその保護者の状況把握に努めます。また、関係各課と連携・協力し、未受診世帯への適切なフォローを実施します。</li> <li>■ 従来の乳幼児健診では対応しきれない発達上の特性によって生じる問題を早期に発見し、その発達上の特性の理解と支援を行い、保護者とその子どもの就学を迎える準備を整えるために、すこやか5歳児事業(巡回支援事業)を実施しています。事前アンケートによるアセスメントを行ったうえで、臨床心理士等の専門スタッフが園(所)へ巡回訪問し、集団生活の観察や教員・保育士への聞き取りなどを行い、専門スタッフと在籍先の園(所)の教員・保育士などが協力し、継続的に保護者と子どもを支援します。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児(本人および保護者が対象) 3歳から就学前までの幼児(本人および保護者が対象)	子育て世代包括支援センター	統合	・「NO.4乳幼児健診の充実」、「NO.51乳幼児の健康診査」、「NO.58不慮の事故への対応」、「NO.80乳幼児健診の実施と未受診者へのフォロー」を統合
6	6	乳児家庭全戸訪問指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保健指導が必要な産婦および新生児(出生後28日以内の乳児)に対して助産師等による訪問指導を行い、好ましい母子関係の中で育児が行なえるよう虐待防止を含め、きめ細かな育児支援を行います。</li> <li>■ 生後4か月までの乳児を対象に、訪問員が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報を提供し、保健指導が必要な家庭については、継続して支援を行います。</li> <li>■ 出産後の身体的・心理的な不調や育児不安等で支援が必要となる生後5ヶ月未満の乳児とその母親を対象に行う産後ケア事業を実施しています。助産師が自宅を訪問、または産後ケアを提供できる施設へ宿泊し、母親の心身のケアや育児支援を行うことで、母子とその家族が健やかな育児を行えるよう環境整備に努めます。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児(基本的に新生児)(本人が対象) 基本的に出生後28日以内の産婦 0歳から2歳までの乳幼児(基本的に生後4か月まで)(本人および保護者が対象)	子育て世代包括支援センター	統合	・「NO5新生児訪問指導」と「NO6乳児家庭全戸訪問事業」を統合
8	7	小児医療に関する情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもの健康確保に向け、かかりつけ医の重要性を啓発するとともに、かかり方についても周知を図ります。</li> <li>■ 広報や市ホームページ等のあらゆる媒体を活用し、休日・夜間等の救急医療体制や小児救急電話相談等の情報も積極的に提供するとともに、周知に努めます。</li> </ul>	対象を限定しない(主に子どもの保護者が対象)	健康推進課	統合	「NO7かかりつけ医を持つよう」に啓発」と「NO8小児医療に関する情報の提供」を統合
9	8	予防接種の知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 予防接種手帳の活用をすすめ、予防接種の種類や接種時期だけでなく、その有効性の理解促進に努めます。</li> </ul>	対象を限定しない(主に子どもの保護者が対象)	健康推進課	継続	
12-2	9	不妊治療に関わる医療に対する費用の経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもが欲しいと望んでいる夫婦に対して、不妊かどうか正しく判断し、適切な治療を受ける機会を支援するために、不妊検査及び不妊治療に要する費用の一部を助成します。</li> </ul>	妊娠を望む夫婦(助成対象に制限があります。)	健康推進課	継続	
10	10	助産制度による分娩費の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 経済的理由により入院助産を受けることができない妊婦に対して、指定の助産施設での分娩費を支給します。</li> </ul>	妊婦(本人が対象)	子育て世代包括支援センター	継続	
11	11	出産育児一時金	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 守口市国民健康保険に加入している方が出産したとき(妊娠12週以上の死産・流産を含む)に、その世帯主に対して一時金を支給します。(※他の健康保険に加入している方については、ご自身の加入している健康保険にお問い合わせください。)</li> </ul>	守口市国民健康保険加入者	保険課	継続	
12	12	子どもに関する医療費助成制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 0歳から中学校卒業まで(出生の日から満15歳に達する以後における最初の3月末日を経過するまで)の子どもが疾病等で通院や入院をした場合に、その子どもにかかる医療費の一部を助成します。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児3歳から就学前までの幼児(本人が対象) 3歳から就学前までの幼児(本人が対象) 6歳から11歳までの小学生(本人が対象) 12歳から14歳までの中学生(本人が対象)	子育て支援課	継続	

・推進項目2. 就学前の教育・保育の充実

目標値名	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
保育教諭等を対象とした市主催研修への参加施設割合		
巡回保育支援の実施回数		
認定こども園等と小学校との交流回数(認定こども園等1園あたり平均)		

旧施策No	施策No	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課	区分	備考
13	13	教育・保育施設等での取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 集団生活を通しての他者との関わりの中で、仲間を支える思いやりの心とともに、基本的な生活習慣を身につけ、子どもの主体性や豊かな感性を育むよう努めるとともに、家庭と連携し、自己と他者への基本的信頼感を育てます。</li> <li>■ 教育・保育において、生涯にわたる生きる力の基礎を培うための資質・能力を育みます。</li> <li>■ 教育・保育の質の確保、維持、向上に向けて子どもが身近な自然、文化的・地域社会的環境となる出会いを通して積極的に関わり豊かな経験の体験が認定こども園、保育所、幼稚園、小規模保育事業所においてできるよう努めていきます。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児(本人が対象) 3歳から就学前までの幼児(本人が対象)	こども施設課	継続	
15	14	世代間交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域の文化や伝統の伝承等を通じて、子どもと地域の交流を深めるため、認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業所等において、人と関わる力を培えるよう、異なる世代や地域の人と交流できるよう努めます。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児(本人が対象) 3歳から就学前までの幼児(本人が対象)	こども施設課	継続	
16	15	保育教諭・幼稚園教諭・保育士の資質・能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保育教諭、幼稚園教諭、保育士の資質及び技術の習得や維持向上を図るための研修会等の参加を推進し人材育成に努めます。</li> </ul>	保育教諭、幼稚園教諭、保育士が対象	こども施設課	継続	
17	16	障がいのある乳幼児への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業所等において、障がいのある乳幼児に対するインクルーシブ教育・保育の充実を図ります。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児(本人が対象) 3歳から就学前までの幼児(本人が対象)	こども施設課	継続	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業所等において、障がいのある乳幼児の教育・保育の充実を図るため、保育教諭等に対して、言語聴覚士や臨床心理士等の専門講師またはリーディングスタッフ等による巡回相談や研修等を行います。</li> </ul>	対象施設の教諭、保育士等	こども施設課	継続	
				対象施設の教諭、保育士等	学校教育課	継続	
18	17	学校教育への円滑な接続に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 認定こども園、保育所、幼稚園において育んできた資質・能力を小学校教育へ円滑に接続できるよう平成30年度に作成した「守口市接続期カリキュラム」等を活用し、保育士と小学校教諭が連携し、互いの理解を深める交流、課題の問題解決に努めます。</li> <li>■ 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所および市立小学校及び義務教育学校において、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を強化していきます。</li> <li>■ 子どもが人と関わる力を培うための異年齢交流を乳幼児の時期から積み重ねていく大切さを推奨していきます。</li> <li>■ 市立中学校及び義務教育学校では、家庭科の授業で作成した絵本を読み聞かせ、手作りおもちゃ遊びをして、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所等の児童との交流を深め、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた取り組みをしています。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児(本人が対象) 3歳から就学前までの幼児(本人が対象) 6歳から11歳までの小学生(市立小学校に通う児童)(本人が対象)	こども施設課	統合	No.14「異年齢交流」とNo.18「幼保小連携強化の取組み」を統合
				6歳から11歳までの小学生(市立小学校及び義務教育学校前期課程に通う児童)(本人が対象) 12歳から15歳までの中学生(市立中学校及び義務教育学校後期課程に通う生徒)本人が対象)	学校教育課	統合	No.14「異年齢交流」とNo.18「幼保小連携強化の取組み」を統合
19	18	就学前相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 認定こども園、幼稚園および保育所において、在園児に限らず乳幼児の保護者を対象に、子育て相談を随時実施し、育児の負担感、孤立感の軽減に努めます。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児(保護者が対象) 3歳から就学前までの幼児(保護者が対象)	こども施設課	継続	
20	19	子育てに関する講習等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域子育て支援拠点施設等において、季節・伝統文化の行事の実施、講師を招いた子どもの発達や栄養等に関する講習を実施します。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児(保護者が対象) 3歳から就学前までの幼児(保護者が対象)	子育て世代包括支援センター	統合	NO.20「子育て講演会」とNO.122「家庭教育講座の開催」を統合
21	20	子育て便り等の発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業所等において、日々の教育・保育の様子や子育てに関する情報を掲載したお便りを定期的に発行し、保護者との連携・信頼関係を構築することで、保護者の子育てへの不安感の軽減に努めます。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児(保護者が対象) 3歳から就学前までの幼児(保護者が対象)	こども施設課	継続	
22	21	教育・保育施設の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 安全・安心な保育環境の整備に向け、教育・保育施設の耐震化に努めます。</li> </ul>	市内の教育・保育施設	こども施設課	継続	

・推進項目3. 生きる力を育む教育環境の整備

目標値名	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
全国学力テストにおける全国平均値との差(全国平均値を1とした場合の本市の値)		
全国新体力テストにおける全国平均値との差(全国平均値を1とした場合の本市の値)		
子ども読書活動推進事業の開催回数及び参加人数		

旧施策No	施策No	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課	区分	備考
23	22	学力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>市立学校では、これからの時代を主体的に生きるために必要とされる資質・能力を育むため、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善とともに、家庭等での学習習慣の確立など、自学自習力の育成に向けた取組みを進めます。</li> </ul>	6歳から11歳までの小学生(小学生のうち市立小学校及び義務教育学校前期課程に通う児童)(本人が対象) 12歳から14歳までの中学生(中学生のうち市立中学校及び義務教育学校後期課程に通う生徒)(本人が対象)	学校教育課	継続	
24	23	体力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>市立学校では、新体力テスト等により実態把握を行い、体育の授業だけでなく外遊びの奨励を行うなど、教育活動全体を通して、健康の保持・増進および体力の向上に係る取組みを進めます。</li> </ul>	6歳から11歳までの小学生(小学生のうち市立小学校及び義務教育学校前期課程に通う児童)(本人が対象) 12歳から14歳までの中学生(中学生のうち市立中学校及び義務教育学校後期課程に通う生徒)(本人が対象)	学校教育課	継続	
25	24	心の教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>市立学校では、指導方法の工夫を巡りつつ、社会体験や自然体験、交流活動等を取り入れながら、人権教育・道徳教育の充実を図り、子どもの豊かな人間性と社会性を育みます。</li> </ul>	6歳から11歳までの小学生(小学生のうち市立小学校及び義務教育学校前期課程に通う児童)(本人が対象) 12歳から14歳までの中学生(中学生のうち市立中学校及び義務教育学校後期課程に通う生徒)(本人が対象)	学校教育課	継続	
25-2	25	小・中一貫教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市立学校では、「確かな学力」の定着や健康な心と体の育成のため、中学校区・義務教育学校ごとに「めざす子ども像」を掲げ、学校・家庭・地域が力を合わせ、中学校区・義務教育学校が一体となって、義務教育9年間の学びと育ちのつながりを意識した一貫教育を推進します。</li> </ul>	6歳から11歳までの小学生(小学生のうち市立小学校及び義務教育学校前期課程に通う児童)(本人が対象) 12歳から14歳までの中学生(中学生のうち市立中学校及び義務教育学校後期課程に通う生徒)(本人が対象)	学校教育課	継続	
26	26	進路先訪問	<ul style="list-style-type: none"> <li>市立小学校及び義務教育学校前期課程では、6年生を対象に、進学する中学校を訪問し、授業や部活動の体験などを通して、子どもが中学校生活の見通しを持てるよう取り組みます。</li> </ul>	6歳から11歳までの小学生(小学生のうち市立小学校及び義務教育学校前期課程に通う6年生)(本人が対象)	学校教育課	継続	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>市立中学校及び義務教育学校後期課程では、高等学校の体験学習会やオープンキャンパス等の機会を利用して、進学を希望する高等学校等への訪問を進め、進学の意欲を高めます。</li> </ul>	12歳から14歳までの中学生(中学生のうち市立中学校及び義務教育学校後期課程に通う3年生)(本人が対象)	学校教育課	継続	
27	27	職場体験学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>市立中学校及び義務教育学校では、職場体験の目的や社会のマナー等を学ぶ事前学習のうえ、複数日に亘る職場体験学習を実施し、その後子どもたちが自身の体験を発表し共有するなどの事後学習も行うことで、様々な仕事についての理解を深め、望ましい職業観、勤労観を育成します。</li> </ul>	12歳から14歳までの中学生(中学生のうち市立中学校及び義務教育学校後期課程に通う2年生)(本人が対象)	学校教育課	継続	
28	28	自然体験学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門家による農業体験等の出前授業や宿泊行事を通して、市立学校等に通う子どもが自然に触れる機会をもち、自然に親しむ心を育む教育を進めます。</li> </ul>	6歳から11歳までの小学生(小学生のうち市立小学校及び義務教育学校に通う児童)(本人が対象) 12歳から14歳までの中学生(中学生のうち市立中学校及び義務教育学校に通う生徒)(本人が対象)	学校教育課	継続	
29	29	福祉体験	<ul style="list-style-type: none"> <li>車いすを使った身体障がい者体験、アイマスク・盲導犬を活用した視覚障がい者体験を行うとともに、老人ホームや障がい者作業所への職場体験等による交流を通して、すべての人が生きていくことの大切さを学ぶ教育や障がいのある人に対する理解を深める教育を進めます。</li> </ul>	6歳から11歳までの小学生(小学生のうち市立小学校及び義務教育学校前期課程に通う児童)(本人が対象) 12歳から14歳までの中学生(中学生のうち市立中学校及び義務教育学校後期課程に通う生徒)(本人が対象)	学校教育課	継続	
30	30	障がいのある人との交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業所等において障がいのある人との交流を通して、障がいのある人に対する理解を深める教育を進めていきます。</li> </ul>	3歳から就学前までの幼児(幼児のうち認定こども園に通う園児)(本人が対象)	こども施設課	継続	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>市立小学校および義務教育学校において、障がいのある人と花の苗を植える活動や運動会のダンスを披露しあう等の交流をし、障がいのある人に対する理解を深める教育を進めます。</li> </ul>	6歳から11歳までの小学生(小学生のうち市立小学校及び義務教育学校に通う児童)(本人が対象)	学校教育課	継続	
31	31	図書環境の充実と読み聞かせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次守口市子ども読書活動推進計画(令和2年度から)に基づき、守口市のすべての子どもが読書の楽しみを知り、あらゆる機会と場所において、自主的に読書活動を行うことができる環境の整備を推進します。また、守口市立図書館はもとより、守口文化センターなどの市内図書室についても、市民が積極的に利用したいと思えるような図書環境の充実に努めます。</li> </ul>	0歳から2歳前までの乳幼児(本人が対象) 3歳から就学前までの幼児(本人が対象) 6歳から11歳までの小学生(本人が対象) 12歳から14歳までの中学生(本人が対象)	生涯学習・スポーツ振興課	継続	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業所等において、絵本に親しみやすい図書コーナーの整備に努めるとともに職員をはじめ、地域・サークルや中学生による絵本などの読み聞かせを推奨します。</li> <li>親密な親子関係の構築に役立てるため、認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業所等において、園庭開放などの機会に未就園児にも絵本の貸出しを行うなど、親子で一緒に絵本を読むことを推奨します。</li> </ul>	0歳から2歳前までの乳幼児(本人および保護者が対象) 3歳から就学前までの幼児(本人および保護者が対象)	こども施設課	事業内統合	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>市立学校において、学校司書による推薦図書コーナーの設置や昼休み時間の図書室の開放等、図書環境の充実に努めます。</li> <li>市立小学校及び義務教育学校前期課程において、学校司書やボランティアによる読み聞かせを行うほか、高学年の図書委員による低学年への読み聞かせを行います。</li> </ul>	6歳から11歳までの小学生(小学生のうち市立小学校及び義務教育学校前期課程に通う児童)(本人が対象) 12歳から14歳までの中学生(中学生のうち市立中学校及び義務教育学校後期課程に通う生徒)(本人が対象)	学校教育課	事業内統合	
新	32	ブックスタート事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>4か月児健診の実施時に絵本を呈呈するとともに、絵本の読み聞かせ体験等を実施しています。0歳から絵本を通じて、「親子のふれあい」を深めるきっかけづくりを促進します。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児(保護者が対象)	子育て世代包括支援センター	新規	
32	33	学校運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者や地域住民の代表等が学校運営協議会の委員となり、学校運営やその運営に必要な支援についての協議等を行い、学校教育や子どもたちを取り巻く教育環境の充実を図ります。</li> <li>地域住民が授業学習補助や学校の環境整備、登下校の安全パトロールなどの支援をしていくため、学校支援コーディネーターが学校と地域のつなぎ役となって、地域の絆づくりと地域の教育力の向上を図ります。</li> </ul>	市立学校	学校教育課	統合	NO.32「中学校校区連携推進協議会(すこやかネット)」とNO.33「学校評議員制度の活用」を統合
34	34	校内相談窓口の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての児童生徒が相談しやすいよう、男性教員及び女性教員を複数配置し、校内相談窓口での相談を通じてセクシュアル・ハラスメントやいじめ等、人権侵害の予防と早期発見に努めます。また、入学式終了後の際に保護者にもその周知を行うなど、児童・生徒のみならず、保護者への情報発信にも努めます。</li> </ul>	6歳から11歳までの小学生(小学生のうち市立小学校及び義務教育学校前期課程に通う児童)(本人が対象) 12歳から14歳までの中学生(中学生のうち市立中学校及び義務教育学校後期課程に通う生徒)(本人が対象)	学校教育課	継続	
36	35	教職員の資質・能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>市立小・中・義務教育学校の課題やニーズに応じた研修を実施し、教職員の資質向上を図るなど、教育指導体制の充実に努めます。</li> </ul>	市立小・中・義務教育学校の教職員	教育センター	統合	NO.35「人権侵害防止のための研修」とNO.36「教職員の資質・能力の向上」を統合
			<ul style="list-style-type: none"> <li>体罰、セクシュアル・ハラスメントなど子どもの人権侵害を未然に防止するため、各市立学校において教職員への研修を実施するとともに、市教育委員会主催による研修も実施します。</li> </ul>	市立小・中・義務教育学校の教職員	学校教育課		
37	36	教育相談事業・適応指導教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育センターに専門相談員を配置し、不登校・いじめ、学習・進路、特別支援教育等に関して、市立小・中・義務教育学校に通う子どもやその保護者、教職員からの相談に応じます。</li> <li>子どもの心理に関して高度な専門知識と経験を有するスクールカウンセラー(臨床心理士)を市立小・中・義務教育学校へ派遣し、通学児童・生徒へのカウンセリング、その保護者や教職員への助言や支援を行います。</li> <li>学生フレンド(学生ボランティア)が、市立小・中・義務教育学校に通う子どもの不登校の家庭へ訪問するなどし、話し相手・相談相手となって、学校復帰に向けての支援を行います。</li> <li>不登校で悩む市立小・中・義務教育学校に通う子どもに、教育相談や集団生活への適応指導等を行い、学校復帰への支援を行います。</li> </ul>	6歳から11歳までの小学生(小学生のうち市立小・義務教育学校前期課程に通う児童)(本人および保護者が対象) 12歳から14歳までの中学生(中学生のうち市立小・義務教育学校後期課程に通う生徒)(本人および保護者が対象) 市立小・中・義務教育学校の教職員	教育センター	統合	「NO.37教育相談事業」と「NO.38適応指導教室」を統合
39	37	就学援助費	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済的な理由により就学困難な市立学校に通う子どもの保護者に対し、学校でかかる費用の一部を援助します。</li> </ul>	6歳から11歳までの小学生(小学生のうち市立小学校及び義務教育学校前期課程に通う児童)(本人が対象) 12歳から14歳までの中学生(中学生のうち市立中学校及び義務教育学校後期課程に通う生徒)(本人が対象)	学校教育課	継続	

・推進項目4. 思春期保健対策の充実

目標値名	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
薬物乱用防止、非行防止及び性に関して授業で取り扱った学校数		

旧施策No	施策No	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課	区分	備考
41	38	「薬物乱用防止教室」の開催等	<ul style="list-style-type: none"> <li>市立学校等で、ボランティア団体や保護司会、更生保護女性会等の協力を得て「薬物乱用防止教室」を開催します。(5・6年生対象)</li> <li>市立学校等の授業において、シンナーや危険ドラッグ等の薬物乱用や喫煙を未然に防止することを目的とした指導を行います。また、受動喫煙も含め、健康に与える影響についても、引き続き周知、啓発します。</li> </ul>	6歳から11歳までの小学生(小学生のうち市立小学校及び義務教育学校前期課程に通う児童)(本人が対象) 12歳から14歳までの中学生(中学生のうち市立中学校及び義務教育学校後期課程に通う生徒)(本人が対象)	学校教育課	事業内統合	
42	39	「非行犯罪防止教室」の開催等	<ul style="list-style-type: none"> <li>市立学校で、枚方少年サポートセンターや守口警察少年係等の協力を得て「非行防止教室」を開催します。また、万引きや窃盗、ひったくり、喫煙等の少年の非行を未然に防止することを目的とした指導を行います。</li> </ul>	6歳から11歳までの小学生(小学生のうち市立小学校及び義務教育学校前期課程に通う5・6年生)(本人が対象) 12歳から14歳までの中学生(中学生のうち市立中学校及び義務教育学校後期課程に通う生徒)(本人が対象)	学校教育課	事業内統合	
43	40	性に関する学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>市立学校において、保健体育等の時間を中心に、発達段階に応じたカリキュラムを編成し、教科書、性教育副読本等を活用し、性に関する学習に取り組みます。</li> </ul>	6歳から11歳までの小学生(小学生のうち市立小学校及び義務教育学校前期課程に通う児童)(本人が対象) 12歳から14歳までの中学生(中学生のうち市立中学校及び義務教育学校後期課程に通う生徒)(本人が対象)	学校教育課	継続	

・推進項目5. 次代の親の育成支援

目標値名	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
乳幼児とのふれあい体験を実施した学校数		

旧施策No	施策No	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課	区分	備考
44	41	男女平等教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼少期からの男女共同参画の意識形成に向けて、学校教育において男女平等教育を推進します。</li> </ul>	6歳から11歳までの小学生(小学生のうち市立小学校及び義務教育学校前期課程に通う児童)(本人が対象) 12歳から14歳までの中学生(中学生のうち市立中学校及び義務教育学校後期課程に通う生徒)(本人が対象)	学校教育課	継続	
45	42	乳幼児とのふれあい体験	<ul style="list-style-type: none"> <li>市立中学校及び義務教育学校では職場体験等の一環として、認定こども園、幼稚園および保育所を訪問し、幼い子どもとふれあう機会を持つことで、中学生が子どもを生み育てることの意義を深く理解し、男女が共同して家庭を築く大切さを感じることができる取組みを推進します。</li> </ul>	12歳から14歳までの中学生(中学生のうち市立中学校及び義務教育学校後期課程に通う生徒)(本人が対象)	学校教育課	継続	

・推進項目6. 食育の推進

目標値名	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
離乳食講習会参加者数及び栄養相談件数の合計数		
市立小・中学校での給食だよりの発行回数		

旧施策No	施策No	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課	区分	備考
46	43	妊婦及び乳幼児への食生活指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠届出の機会を活用して、妊娠中の食生活について指導します。</li> </ul>	妊婦(本人および配偶者が対象)	子育て世代包括支援センター	事業名称の変更	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>離乳食講習会や乳幼児相談等の機会を活用して、個々に合わせた食生活指導の実施に努めます。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児(本人および保護者が対象) 3歳から就学前までの幼児(本人および保護者が対象)			
47	44	就学前における食育	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業所等において、「食」を楽しみながら、望ましい食習慣や知識を習得することができるよう、家庭や地域と連携した食育に取り組みます。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児(本人が対象) 3歳から就学前までの幼児(本人が対象)	こども施設課	継続	
48	45	小・中学校における食育	<ul style="list-style-type: none"> <li>市立学校では全教育課程において、食育全体計画をもとに、各校が特色のある食に関する指導に取り組みます。</li> </ul>	6歳から11歳までの小学生(小学生のうち市立小学校及び義務教育学校前期課程に通う児童)(本人が対象) 12歳から14歳までの中学生(中学生のうち市立中学校及び義務教育学校後期課程に通う生徒)(本人が対象)	学校教育課	継続	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>市立学校では「給食だより」等のお便りにより、家庭に対する食生活についてのワンポイントアドバイスや給食の栄養バランス、食の大切さを伝えます。</li> </ul>	6歳から11歳までの小学生(小学生のうち市立小学校及び義務教育学校前期課程に通う児童)(本人および保護者が対象) 12歳から14歳までの中学生(中学生のうち市立中学校及び義務教育学校後期課程に通う生徒)(本人および保護者が対象)	学校教育課	継続	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>市立小学校及び義務教育学校では、給食委員による献立紹介により食についての関心を高めます。</li> </ul>	6歳から11歳までの小学生(小学生のうち市立小学校及び義務教育学校前期課程に通う児童)(本人が対象)	学校教育課	継続	

・推進項目7. 特別な支援が必要な子どもへの対応

目標値名	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
わかさ・わかすぎ園での療育的支援実施児童数		
放課後サービスの延べ利用者数		
居宅介護・移動支援事業・短期入所・日中一時支援事業の延べ利用者数		

旧施策No	施策No	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課	区分	備考
51	再掲	NO.5 乳幼児に対する健康診査					
52	再掲	NO.16 障がいのある乳幼児への支援					
53	46	障がいのある子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>市立わかさ・わかすぎ園では、多様な障がいに対応した専門的な発達支援を行うとともに、療育支援施設の役割について、さらなる啓発に努めます。</li> <li>市立わかさ・わかすぎ園を拠点として、障害児相談支援、保育所等訪問支援、外来療育等を実施し、通園児に限らず地域の障がいのある子どもへの支援を行います。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児(本人および保護者が対象) 3歳から就学前までの幼児(本人および保護者が対象) 6歳から11歳までの小学生(本人および保護者が対象) 12歳から14歳までの中学生(本人および保護者が対象) 15歳から17歳までの子ども(本人および保護者が対象)	子育て支援課 (わかさ・わかすぎ園)	統合	「NO.52 児童発達支援」と「NO.53 地域の障がいのある子どもへの支援」を統合
54	47	就学指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>市立小学校及び義務教育学校前期課程への就学に備え、必要に応じて、子どもとその保護者に対し関係機関が連携・協議し、学校生活を送るための指導を行います。</li> </ul>	3歳から就学前までの幼児(幼児のうち市立小学校及び義務教育学校前期課程へ入学予定の5歳児)(本人および保護者が対象)	学校教育課	継続	
55	48	特別児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神または身体に障がい有する20歳未満の者の福祉の増進を図ることを目的に、これらの者を家庭で監護、養育する父母等に手当を支給します。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児(対象児童を養育する保護者) 3歳から就学前までの幼児(対象児童を養育する保護者) 6歳から11歳までの小学生(対象児童を養育する保護者) 12歳から14歳までの中学生(対象児童を養育する保護者) 15歳から17歳までの子ども(対象児童を養育する保護者) 18歳から19歳まで未成年(対象児童を養育する保護者)	子育て支援課	継続	
56	49	障害児福祉手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>重度障がい児の福祉向上を図ることを目的に、精神または身体に重度の障がい有するため、日常生活で常時介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に手当を支給します。</li> </ul>	乳幼児(本人が対象) 幼児(本人が対象) 小学生(本人が対象) 中学生(本人が対象) 高校生(本人が対象) 未成年(本人が対象)	障がい福祉課	継続	
57	50	障がい福祉サービス等	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に小学生以上を対象に障がいの状況や家庭の状況等により、居宅介護(ホームヘルプ)や移動支援事業(ガイドヘルプ)、短期入所(ショートステイ)、日中一時支援事業等の福祉サービスを実施し、障がいのある子どもの地域生活を支援します。</li> <li>放課後等サービスの充実を図り、緊急時の対応ができるサービスの充実についても検討します。</li> </ul>	主に小学生以上 小学生(本人が対象) 中学生(本人が対象) 高校生(本人が対象)	障がい福祉課	継続	

施策目標2. 子どもが安全に育つための環境づくり

・推進項目1. 子どもの安全確保

目標値名	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
市内における子どもの交通事故発生件数		
市内教育・保育施設の耐震化率		
公園施設長寿命化計画の達成率		

旧施策No	施策No	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課	区分	備考
58	再掲	No.2 保健指導の充実					
59	51	交通安全教室等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察の協力を得て、認定こども園、幼稚園および保育所に通う児童に対して、安全な歩行の指導を行います。</li> <li>地域の特色に応じた交通安全指導を実施するとともに、認定こども園、幼稚園、保育所が主体となり、授業参観等で年齢に応じた交通安全指導を行います。</li> </ul>	3歳から就学前までの幼児(本人が対象)	こども施設課	継続	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>警察の協力を得て、市立小学校及び義務教育学校前期課程に通う1年生に対して、安全な歩行の指導を行います。</li> <li>市立小学校及び義務教育学校前期課程に通う3・4年生に対して、安全な自転車の乗り方の指導を行います。</li> <li>地域の特色に応じた交通安全指導を実施するとともに、市立学校等が主体となり、授業参観等で年齢に応じた交通安全指導を行います。</li> </ul>	6歳から11歳までの小学生(小学生のうち市立小学校及び義務教育学校前期課程に通う児童)(本人が対象)	保健給食課	継続	
22	再掲	NO.21 教育・保育施設の耐震化					
60	52	安心して遊べる魅力的な公園づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化したブランコ等の遊具をより安全で、子どもが楽しく遊べる魅力的な遊具に更新します。また、定期的な点検等を実施し、適正な管理に努めます。</li> <li>子どもたちがのびのびと遊べるような特色を持たせた公園計画を検討し、楽しく遊べる魅力的な公園づくりに取り組みます。</li> </ul>	市内の公園	公園課	統合	「NO.60 公園遊具の更新および管理」と「NO.96 魅力的な公園づくり」を統合

・推進項目2. 安全・安心まちづくりの推進

目標値名	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
防犯パトロールの実施回数		

旧施策No	施策No	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課	区分	備考
61	53	学校等での危機管理に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所等および市立学校において、危機管理マニュアル等に基づいた危機対策の強化を図ります。</li> <li>認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所等および市立学校において、不審者対応マニュアルを活用し、警察等の協力を得ながら、不審者侵入時の対応に関する訓練を実施します。</li> <li>認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所等および学校から不審者発生等の連絡を受けた場合は、速やかに各施設へ注意喚起を行います。また、保護者等へ大阪府警の安まちメールの活用も呼びかけます。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児(本人が対象) 3歳から就学前までの幼児(本人が対象) 対象施設の教職員	こども施設課	統合	「NO.61 学校等の危機管理」と「NO.62 不審者情報等連絡網」と「NO.63 不審者対応防犯訓練」を統合
			6歳から11歳までの小学生(小学生のうち市立小学校及び義務教育学校前期課程に通う児童)(本人が対象) 12歳から14歳までの中学生(中学生のうち市立中学校及び義務教育学校後期課程に通う生徒)(本人が対象) 対象施設の教職員	学校教育課			
64	54	子どもを守る防犯声かけパトロール	<ul style="list-style-type: none"> <li>PTAおよび地域団体のボランティアや警察等関係機関によるパトロール活動を促進します。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児(本人が対象) 3歳から就学前までの幼児(本人が対象) 6歳から11歳までの小学生(本人が対象) 12歳から14歳までの中学生(本人が対象) 15歳から17歳までの高校生(本人が対象)	学校教育課	継続	
65	55	防犯カメラによる監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>全市立小・中学校に設置された防犯カメラで、不審者の侵入防止に努めます。</li> </ul>	対象を限定しない(主に市立小・中学校利用者)	学校管理課	継続	
新			<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもへの犯罪を含めた地域の犯罪防止を目的に、市内の通学路を中心に1,000台の防犯カメラを設置しています。今後も引き続き、犯罪の抑止、安心感の向上に努め、子ども達を犯罪から守ります。</li> </ul>	対象を限定しない	危機管理課	新規	

・推進項目3. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

目標値名	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
書店・コンビニ・商業施設等への立入調査実施件数		
情報モラル教育について授業等で取り扱った学校数		

旧施策No	施策No	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課	区分	備考
66	56	書店・コンビニ・商業施設等の立入調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>青少年育成指導員連絡協議会の協力を得ながら大阪府政策企画部青少年・地域安全室と共同で、青少年の利用が多く、青少年の育成に大きく影響する書店・コンビニ・商業施設等への立入調査を実施し、書店・コンビニ等に対しては陳列や販売方法等の自主的措置を働きかけます。また商業施設等に対しては夜間の立入制限の状況を把握します。</li> </ul>	書店・コンビニ・商業施設等	コミュニティ推進課	継続	
67	57	青少年育成指導員による子どもを見守る取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>SNS等の普及による子どもを取り巻くインターネット環境の変化に対応していくため、青少年育成指導員が、専門家によるインターネット等における有害情報への接続防止等に関する講演会・研修会へ参加するよう促進します。</li> <li>地域や関係機関・団体と、より一層の連携を図り、夜間の見回り等の街頭活動や啓発活動を促進します。</li> </ul>	青少年育成指導員 6歳から11歳までの小学生(本人が対象) 12歳から14歳までの中学生(本人が対象) 15歳から17歳までの高校生(本人が対象)	コミュニティ推進課	統合	「NO.67 インターネット上の有害情報対策のための講演会・研修会への参加促進」と「NO.135 青少年育成指導員による街頭指導活動等支援」を統合
67-2	58	情報モラル教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICT教育の導入やSNS等の普及による子どもを取り巻くインターネット環境の変化に対応していくため、教職員向けに講座や研修会を実施しています。</li> </ul>	市立小・中・義務教育学校の教職員	教育センター	継続	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>授業のなかで、子どもたち自身、スマートフォンやSNS等の使用について考える機会を設けるなど、子どもたちが適切にインターネットを利用できるよう指導します。また、家庭における情報モラル教育の推進のため、入学説明会やPTA協議会等の機会を捉えて、保護者に向けてもフィルタリングの啓発を行います。</li> </ul>	6歳から11歳までの小学生(本人および保護者が対象) 12歳から14歳までの中学生(本人および保護者が対象)	学校教育課	継続	担当課及び対象者が異なることから事業内で2つに区分け
68	59	青少年の非行防止活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>青少年育成指導員が中心となって、「青少年の非行・被害防止強調月間」(7月)や「子ども・若者育成支援協調月間」(11月)に街頭啓発活動を実施するなど、学校と地域が連携を密にしながら、市全体で少年非行の防止活動に取り組んでいけるよう努めます。</li> </ul>	6歳から11歳までの小学生(本人が対象) 12歳から14歳までの中学生(本人が対象) 15歳から17歳までの子ども(本人が対象)	コミュニティ推進課	継続	

施策目標3. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進  
 ・推進項目1. 人権擁護の推進

目標値名	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
人権啓発のための講演会への参加者数		

旧施策No	施策No	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課	区分	備考
69	60	人権啓発に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画週間、人権週間等を利用して、市民を対象とした講演会等を開催し、さまざまな人権課題に対する意識向上を図ります。</li> <li>小・中学生による人権啓発標語やポスター、作文の募集・発表等を通して、人権意識の高揚を図るとともに、応募協力についても広く呼びかけを行います。</li> </ul>	対象を限定しない	人権室	統合	「NO.69 人権啓発のための講演会および研修会」と「NO.71 人権啓発作品の募集」を統合
70	61	人権教育への取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学前の子どもが生命の尊さや他者への共感を大切にできる態度等を身につけることができるよう、認定こども園等で発達段階に応じた人権教育を充実させます。また、市立学校に通う子どもがさまざまな人権問題を正しく理解し、認識を深めることができるよう、市立学校で人権教育を充実させます。</li> <li>人権教育の啓発を目的として、人権カレンダーを毎年作成し、市立認定こども園・学校の新入生に配布するとともに各教室に掲示します。また、市役所や公民館等にも人権カレンダーを配置し、広く市民に届くように取組みます。</li> <li>子どもへの人権教育が効果的に実施できるよう、市立小・中学校の教職員に対する研修を実施します。</li> </ul>	3歳から就学前までの幼児(幼児のうち市立認定こども園に通う園児)(本人が対象) 6歳から11歳までの小学生(小学生のうち市立小学校及び義務教育学校前期課程に通う児童)(本人が対象) 12歳から14歳までの中学生(中学生のうち市立中学校及び義務教育学校後期課程に通う生徒)(本人が対象) 対象を限定しない 市立小・中学校の教職員	こども施設課 学校教育課	統合 統合	「NO.70 人権教育の充実」と「NO.72 人権カレンダーの配布」と「NO.73 人権教育研修講座」を統合
74	62	在日外国人児童生徒交流会	<ul style="list-style-type: none"> <li>市立学校に通う在日外国人の子どもとの交流会を設けることによって民族としての誇りや自覚を育む機会を作ります。</li> </ul>	6歳から11歳までの小学生(小学生のうち市立小学校及び義務教育学校前期課程に通う児童)(本人が対象) 12歳から14歳までの中学生(中学生のうち市立中学校及び義務教育学校後期課程に通う生徒)(本人が対象)	学校教育課	継続	
75	63	自立援助通訳派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>帰国、渡日の市立学校に通う子どもに対して、通訳を派遣します。</li> </ul>	6歳から11歳までの小学生(小学生のうち市立小学校及び義務教育学校前期課程に通う児童)(本人が対象) 12歳から14歳までの中学生(中学生のうち市立中学校及び義務教育学校後期課程に通う生徒)(本人が対象)	学校教育課	継続	

・推進項目2. 児童虐待防止策の充実

目標値名	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
守口市児童虐待防止地域協議会開催回数		
乳幼児健診受診対象者の状況把握割合(乳幼児健診受診割合+未受診者の状況把握割合)		

旧施策No	施策No	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課	区分	備考
76	64	家庭児童相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域に密着した子どもの専門相談機関として、18歳までの子どもについての悩みや問題の解決に向け、関係機関と連携を図りながら、相談や面談、家庭訪問等を実施します。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児(本人および保護者が対象) 3歳から就学前までの幼児(本人および保護者が対象) 6歳から11歳までの小学生(本人および保護者が対象) 12歳から14歳までの中学生(本人および保護者が対象) 15歳から17歳までの高校生(本人および保護者が対象)	子育て世代包括支援センター	継続	
77	65	守口市児童虐待防止地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待の未然防止を図るとともに早期発見と早期対策を目的とした守口市児童虐待防止地域協議会を設置し、関係各課や大阪府中央子ども家庭センター、大阪府守口保健所等関係機関との連携に努めます。</li> </ul>	関係各課や関係機関の職員	子育て世代包括支援センター	継続	
78	66	児童虐待防止相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>18歳までの子どもの虐待について、問題の解決に向け、児童虐待防止外部アドバイザーや大阪府中央子ども家庭センター、関係機関と連携を図りながら、相談や面談、家庭訪問等を実施し、児童虐待の防止に努めます。</li> </ul>	妊婦(本人が対象) 0歳から2歳までの乳幼児(本人および保護者が対象) 3歳から就学前までの幼児(本人および保護者が対象) 6歳から11歳までの小学生(本人および保護者が対象) 12歳から14歳までの中学生(本人および保護者が対象) 15歳から17歳までの高校生(本人および保護者が対象)	子育て世代包括支援センター	事業名称の変更	
79	67	児童虐待早期発見のための研修会の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育教諭等や教職員、福祉・医療・保健・警察等関係機関に対して、児童虐待早期発見のための啓発や研修を進めます。</li> <li>市民を対象とした児童虐待に関する研修会等を開催し、虐待が発生する背景やその特性等についての理解を深めます。</li> </ul>	関係機関の職員 関係機関の職員 対象を限定しない(主に子どもの保護者が対象)	子育て世代包括支援センター 学校教育課 子育て世代包括支援センター	継続 継続 継続	
1	再掲	No.2 保健指導の充実					
5	再掲	No.5 乳幼児に対する健康診査					
6	再掲	No.6 乳児家庭全戸訪問指導					
81	68	養育支援訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等必要な支援を行います。また、自分から支援を求めることができない家庭を早期に発見するため、地域のさまざまな資源を活用していくことを検討し、家庭での安定した子どもの養育が可能となるように努めます。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児(本人および保護者が対象) 3歳から就学前までの幼児(本人および保護者が対象) 6歳から11歳までの小学生(本人および保護者が対象) 12歳から14歳までの中学生(本人および保護者が対象) 15歳から17歳までの高校生(本人および保護者が対象)	子育て世代包括支援センター	継続	
59	再掲	No.60 人権啓発に向けた取組み					

・推進項目3. 子どもの立ち直り支援

目標値名	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
支援件数(スクールソーシャルワーカーの派遣や他の支援を含めた支援件数)		
不登校の減少率(千分率)		

旧施策No	施策No	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課	区分	備考
82	69	子どもサポート体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>不登校など立ち直り支援が必要な子どもに対して、それぞれの状況に合わせてスクールソーシャルワーカーの派遣や子ども家庭センター等関係機関が参加するケース会議を行うなど、関係機関が連携をとりながら、適切な対応がとれる体制の充実に努めます。</li> </ul>	6歳から11歳までの小学生(本人が対象) 12歳から14歳までの中学生(本人が対象)	学校教育課	継続	
37	再掲	No.36 教育相談事業・適応指導教室					

施策目標4. 子育てにゆとりがもてる環境づくり

・推進項目1. 子育てバリアフリーの推進

目標値名	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
赤ちゃんの駅登録数(移動式赤ちゃんの駅貸し出し数を含む)		

旧施策No	施策No	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課	区分	備考
83	70	安全・快適な道路環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩車分離による歩行者の安全確保、ベビーカーや車椅子等の通行に配慮した歩道の新設・改良、横断防止柵の設置等、すべての人にやさしい道路環境の整備を通じて、子どもや子育て中の人の通行の安全確保を図ります。</li> <li>整備可能な主要道路については、歩行者・自転車・車両の分離を検討し、歩道の改良、横断防止柵の設置等の整備に努めます。</li> </ul>	対象を限定しない	道路課	継続	
84	71	公共施設の子育てバリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設の整備に当たっては、乳幼児とその保護者が利用しやすい施設となるよう配慮し、子育てバリアフリーの推進を図ります。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児(本人および保護者が対象) 3歳から就学前までの幼児(本人および保護者が対象)	総務部総務課	継続	
85	72	「赤ちゃんの駅」の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>授乳やおむつ交換ができる場所を無料で提供できる施設で、「赤ちゃんの駅」として登録された施設の名称や場所等を紹介し、子育て家庭が安心して外出できる環境を整備します。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児(本人および保護者が対象) 3歳から就学前までの幼児(本人および保護者が対象)	子育て世代包括支援センター	継続	

・推進項目2. すべての子育て家庭への支援

目標値名	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
地域子育て支援拠点事業の延べ利用者数		
子育て情報にかかる情報提供媒体数		

旧施策No	施策No	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課	区分	備考
86	73	地域子育て支援拠点事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>各々の地域子育て支援拠点施設において、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安解消等を緩和するため、乳幼児及びその家族が相互に交流を行う場所を提供し、子育てに関する相談や地域の子育て情報の提供、子育て講座などを実施します。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児(本人および保護者が対象) 3歳から就学前までの幼児(本人および保護者が対象)	子育て世代包括支援センター	継続	
87	74	ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域において育児の援助を受けたい人(依頼会員)と行いたい人(協力会員)が会員となり、育児について助け合う会員組織として、子育て援助活動を推進し、地域で子育てを支援する環境づくりに努めます。</li> <li>子育て中の保護者が講座等に気軽に参加できるよう、0歳から就学前までの乳幼児を対象に一時預かりサービスを行います。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児(生後3か月から)(本人が対象) 3歳から就学前までの幼児(本人が対象) 6歳から11歳までの小学生(小学校3年生まで)(本人が対象)	子育て世代包括支援センター	統合	「NO.87 ファミリーサポートセンター事業(子育て援助活動支援事業)」と「NO.98 一時預かりサービス」を統合
88	75	一時預かり事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業所等において、保護者の就労や体調不良、冠婚葬祭やリフレッシュ等の理由で、一時的に昼間の保育が困難な場合に、必要な保育を提供します。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児(本人が対象) 3歳から就学前までの幼児(本人が対象)	こども施設課	継続	
89	76	休日保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の勤務形態等の都合により、日曜日・祝日に家庭で保育できない場合に、保育を必要とする乳幼児を対象に、必要な保育を提供します。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児(本人が対象) 3歳から就学前までの幼児(本人が対象)	こども施設課	継続	
90	再掲	No.1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援					
92	77	子育て情報の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報や市ホームページ等さまざまな媒体を活用し、保護者へ向けた子育てに関する情報提供を行います。</li> <li>守口市子育て世代包括支援センターが定期的に発行するリーフレット「0歳からの子育てつうしん「もりっこ」」は、乳幼児の子育てをしている保護者のニーズにあった内容・情報を掲載しており、より多くの家庭にリーフレットが届くよう取り組みます。</li> <li>市ホームページでは、外国人向けに英語、中国語および韓国語で閲覧できるようになっています。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児(保護者が対象) 3歳から就学前までの幼児(保護者が対象)	子育て世代包括支援センター  広報広聴課	統合  統合	「NO.92 子育て情報の周知」と「NO.116 守口市子育て支援センター機関紙「0歳からの子育てつうしん「もりっこ」」を統合
93	78	未就園児招待	<ul style="list-style-type: none"> <li>未就園児とその保護者が身近で安心して交流できる場所として、認定こども園、幼稚園および保育所において、主任児童委員の協力を得て園庭開放や子育て相談等を実施します。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児(本人および保護者が対象) 3歳から就学前までの幼児(本人および保護者が対象)	こども施設課	継続	
19	再掲	No.18 就学前相談					
20	再掲	No.19 子育てに関する講習等の実施					
94	79	児童手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活の安定に寄与し、子どもが健やかに成長できるよう、0歳から中学校卒業まで(出生の日から満15歳に達する以後における最初の3月末日を経過するまで)の子どもを養育している人に対して、支給を行います。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児(子どもを養育する父母等) 3歳から就学前までの幼児(子どもを養育する父母等) 6歳から11歳までの小学生(子どもを養育する父母等) 12歳から14歳までの中学生(子どもを養育する父母等)	子育て支援課	継続	
95	80	実費徴収に係る補足給付を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>低所得で生計が困難である者の子どもが、特定教育・保育等の提供を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費負担の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等の利用を図ります。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児(本人が対象) 3歳から就学前までの幼児(本人が対象)	こども施設課	継続	
10	再掲	No.10 助産制度による分娩費の支援					
11	再掲	No.11 出産育児一時金					
12	再掲	No.12 子どもに関する医療費助成制度					
96	再掲	No.52 安心して遊べる魅力的な公園づくり					

・推進項目3. 子育て中の社会参加支援

目標値名	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
ファミリー・サポート・センター事業の延べ利用者数		

旧施策No	施策No	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課	区分	備考
87	再掲	No.74 ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)					
88	再掲	No.75 一時預かり事業					
97	81	子育て短期支援事業(ショートステイ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の就労や体調不良、出産、出張、育児不安等の理由で、夜間の保育が困難な場合に、宿泊を伴う場合も含め必要な保育を一時的に提供します。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児(本人が対象) 3歳から就学前までの幼児(本人が対象)	子育て世代包括支援センター	継続	



施策目標5. 子育てと仕事の両立支援

・推進項目1. 親の就労と子育ての両立への支援の推進

目標値名	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
待機児童数(就学前児童・入会児童室利用児童)		

旧施策No	施策No	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課	区分	備考
新	82	幼児教育・保育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯の所得等に関係なく、0歳児から5歳児の認定こども園・保育園(所)・幼稚園・小規模保育事業所等の利用者負担額の無償化を実施しています。また、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園については、世帯の所得等に関係なく、就園奨励費補助を308,000円まで拡充します。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児(本人が対象) 3歳から就学前までの幼児(本人が対象)	こども政策課	新規	
99	83	待機児童の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育需要に対応するため、保育の受け皿拡大に努めるとともに、よきめ細やかな利用調整に努めます。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児(本人が対象) 3歳から就学前までの幼児(本人が対象)	こども施設課	継続	
100	84	時間外保育事業(延長保育事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、認定こども園や保育所等で通常の保育時間を超えた保育を提供します。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児(本人が対象) 3歳から就学前までの幼児(本人が対象)	こども施設課	継続	
88	再掲	No.75 一時預かり事業					
89	再掲	No.76 休日保育事業					
101	85	病児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育を必要とする乳幼児が病中や病後のため、集団保育が困難な場合において、必要な保育を提供します。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児(本人が対象) 3歳から就学前までの幼児(本人が対象)	こども施設課	継続	
17	再掲	No.16 障がいのある乳幼児への支援					
102	86	もりぐち児童クラブ(「入会児童室(放課後児童健全育成事業)」と「登録児童室(放課後子供教室)」)	<ul style="list-style-type: none"> <li>入会児童室(放課後児童健全育成事業)では、就労等の理由で保護者が昼間家庭にいない小学校1～3年生の児童を対象に、安全確保と保護機能を持たせた生活の場を提供します。</li> <li>登録児童室(放課後子供教室)では、小学校1～6年生と満3歳以上の幼児(保護者等同伴)を対象に、自主的な遊び場を提供します。</li> <li>もりぐち児童クラブの二つの機能である「登録児童室」と「入会児童室」のそれぞれの独自性を尊重しつつ、利用者ニーズに寄り添いながら、地域の参画を得て、交流・体験活動を通して連携できるもりぐち児童クラブのさらなる充実を図ります。</li> </ul>	3歳から就学前までの幼児(本人および保護者が対象) 6歳から11歳までの小学生(本人が対象) ※入会児童室については、6歳から11歳までの小学生のうち1～3年生(本人が対象)	子育て支援課	統合	「NO.102 もりぐち児童クラブ」「入会児童室(放課後児童健全育成事業)」と「NO.131 もりぐち児童クラブ」「登録児童室(放課後子供教室)」を統合

・推進項目2. ひとり親家庭等の自立支援の推進

目標値名	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
母子・父子自立支援員の配置数		

旧施策No	施策No	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課	区分	備考
103	87	母子・父子自立支援員による相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口やハローワークとの連携の中で、母子家庭の母、寡婦および父子家庭の父の自立に必要な情報提供や求職活動に関する相談に応じています。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児(保護者が対象) 3歳から就学前までの幼児(保護者が対象) 6歳から11歳までの小学生(保護者が対象) 12歳から14歳までの中学生(保護者が対象) 15歳から17歳までの高校生(保護者が対象) 18歳から19歳までの未成年(保護者が対象) 母子家庭の母、寡婦、父子家庭の父	子育て支援課	継続	
104	88	児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活の安定と自立の促進に寄与することを目的に、父または母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭等の18歳までの子ども(子ども本人に一定の障がいがある場合は20歳未満の者)に対して、手当を支給します。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児(子どもを養育する父母等) 3歳から就学前までの幼児(子どもを養育する父母等) 6歳から11歳までの小学生(子どもを養育する父母等) 12歳から14歳までの中学生(子どもを養育する父母等) 15歳から17歳までの高校生(子どもを養育する父母等) 18歳から19歳までの未成年(子どもを養育する父母等)	子育て支援課	継続	
105	89	ひとり親医療費助成制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭の18歳までの子どもと母もしくは父、または18歳までの両親のいない子どもと養育者に対して、健康保険が適用される医療費の一部を助成します。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児(本人および保護者が対象) 3歳から就学前までの幼児(本人および保護者が対象) 6歳から11歳までの小学生(本人および保護者が対象) 12歳から14歳までの中学生(本人および保護者が対象) 15歳から17歳までの高校生(本人および保護者が対象)	子育て支援課	継続	
106	90	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭の母、寡婦および父子家庭の父に対して、経済的な自立や子どもの就学等で資金の貸付が必要な場合において、資金の貸付や返還の相談に応じています。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児(保護者が対象) 3歳から就学前までの幼児(保護者が対象) 6歳から11歳までの小学生(保護者が対象) 12歳から14歳までの中学生(保護者が対象) 15歳から17歳までの高校生(保護者が対象) 18歳から19歳までの未成年(保護者が対象) 母子家庭の母、寡婦、父子家庭の父	子育て支援課	継続	
107	91	母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭の母、または父子家庭の父が、就職や転職に有利な資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合、その修業期間中の生活を支援するため、高等職業訓練促進給付金を支給します。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児(保護者が対象) 3歳から就学前までの幼児(保護者が対象) 6歳から11歳までの小学生(保護者が対象) 12歳から14歳までの中学生(保護者が対象) 15歳から17歳までの高校生(保護者が対象) 18歳から19歳までの未成年(保護者が対象)	子育て支援課	事業名称の変更	

・推進項目3. 男女共同子育ての推進

目標値名	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
守口市男女共同参画推進計画の達成率		

旧施策No	施策No	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課	区分	備考
108	92	男女共同参画推進計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度に策定した「第3次守口市男女共同参画推進計画」の取組みについて、周知に努め、計画目標の達成に向け具体的な施策を推進します。</li> <li>市民を対象とした多様な働き方やバランスのとれた働き方への理解を深める講習会等を開催し、職業生活優先の意識や性別による固定的役割分担意識を改めるとともに、家庭生活・家庭教育の重要性を認識し、ライフスタイルを考えるきっかけづくりに努めます。</li> </ul>	対象を限定しない	人権室	統合	No.108「男女共同参画推進計画の推進」とNo.113「多様な働き方への意識啓発」を統合
	再掲	No.41 男女平等教育の推進					
109	93	企業等に対する啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の企業等に対し、守口市企業人権推進連絡会を通じて、男女共同参画に関する講演会や研修会への参加を促すとともに、パンフレットの配布等により男女共同参画に対する理解促進に努めます。</li> </ul>	市内の企業等	人権室	継続	
110	再掲	No.4 両親教室の開催					
111	94	男性セミナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>男性の家事・育児・介護等への参画を促進するため、男性も参加しやすい講座・教室等を開催します。</li> </ul>	対象を限定しない(主に男性が対象)	コミュニティ推進課	継続	

・推進項目4. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現

目標値名	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
ワーク・ライフ・バランスにかかる啓発回数		

旧施策No	施策No	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課	区分	備考
112	95	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市民・企業等に対して広報・啓発・情報提供活動を行います。</li> <li>関係機関と連携を図り、子育て女性の就労に関する相談やマタニティ・ハラスメント等の労働問題に関する相談に応じます。</li> <li>商工会議所と連携を図り、女性向け創業支援等に取り組みます。</li> <li>フレックスタイム制や子育て期の短縮時間勤務、テレワーク等多様な勤務形態導入への働きかけに努めます。</li> <li>長時間勤務を前提に組み立てられたワークスタイルの見直しを呼びかけるなど、労働時間短縮への働きかけを行います。</li> <li>出産や子育てによる退職者について再雇用制度の導入等への働きかけに努めます。</li> </ul>	対象を限定しない(主に働いている方が対象) 企業等	地域振興課	事業内統合	
113	再掲	No.92 男女共同参画推進計画の推進					
	再掲	No.93 企業等に対する啓発活動					
114	96	育児休業制度の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児休業制度の定着と利用しやすい環境づくりに向け、事業者に対して呼びかけを行います。</li> <li>育児休業制度への理解や関心を深めてもらうため、広報や市ホームページ等の媒体を活用して、制度の内容をわかりやすく周知します。</li> </ul>	企業等 対象を限定しない	地域振興課 こども政策課	継続 継続	

施策目標6. 地域力の活用による子育て支援

・推進項目1. 子育て支援のネットワークづくり

目標値名	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
「もりランド」の利用者数		

旧施策No	施策No	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課	区分	備考
115	97	子育てサークルの活動支援	市内の子育てサークルに対し、用品の貸出やサークル同士の交流会の実施等、自主的な運営に関する支援を行うとともに、運営に関する相談を実施します。	0歳から2歳までの乳幼児(保護者が対象) 3歳から就学前までの幼児(保護者が対象)	子育て世代包括支援センター	継続	
116	再掲	No.77 子育て情報の周知					
117	98	子育て世代包括支援センターフリースペース「もりランド」においての親子交流の場の提供と交流の促進	「もりランド」は親子が一緒になって遊んだり、わらべ歌や手遊び、絵本を楽しんだりすることができる親子交流の場であり、乳幼児とその保護者であれば、誰でも利用できます。また、施設内にある掲示板には、親子交流に関する情報が掲示されており、子育て中の親子が気軽に一緒に出掛けられる場所も掲示しています。今後は、親子交流はもとより、子育て中の親同士が自然と交流できる仲間づくりの場としてもさらなる充実を図ります。	0歳から2歳までの乳幼児(本人および保護者が対象) 3歳から就学前までの幼児(本人および保護者が対象)	子育て世代包括支援センター	事業名称の変更	
81	再掲	No.86 養育支援訪問事業			子育て世代包括支援センター		

・推進項目2. 世代間交流の推進

目標値名	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
世代間交流イベントの参加者数		

旧施策No	施策No	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課	区分	備考
120	99	「さんあい広場」等での世代間交流	地域ボランティアとの協力により、さんあい広場(さた、さんごう、かすが、とうだ、きんだの市内5か所)等において、高齢者と子どもたちが交流を深めることができるよう、昔遊びを通じた世代間交流を推進します。	対象を限定しない(主に高齢者と子どもたち)	高齢介護課	継続	
121	100	「もりぐち児童クラブ事業」での異年齢交流	地域の方々の参画と協力を得ながら、異年齢の子どもたちによる交流を通じて社会性や協調性をはぐむ機会の充実に努めます。	3歳から就学前までの幼児(本人および保護者が対象) 6歳から11歳までの小学生(本人が対象)	子育て支援課	継続	

・推進項目3. 家庭教育への支援の充実

目標値名	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
子育てに関する講習会の開催回数		

旧施策No	施策No	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課	区分	備考
	再掲	No.19 子育てに関する講習等の実施			子育て世代包括支援センター	事業名称の変更	
123	101	守口親まなびの会の活動支援	親となる準備期の中学生や高校生から子育て中の保護者や子育てを終えた人等幅広い世代の人を対象にした“親を楽しむワークショップ”等の活動を実施する「守口親まなびの会」に対して、大阪府教育委員会からの研修情報を提供するなど、親学習リーダーの養成に努め、親学習の機会の充実を図ります。	対象を限定しない	生涯学習・スポーツ振興課	継続	

・推進項目4. 子どもの多様な体験活動の機会の充実

目標値名	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
子どもの体験学習にかかる参加者数		
青少年育成指導員主催のイベント開催回数		

旧施策No	施策No	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課	区分	備考
125	102	子ども体験学習	各コミュニティセンターにおいて、夏休みや冬休みなどの長期休暇を利用し、工作教室や料理教室などの体験学習を実施します。	6歳から11歳までの小学生(本人が対象) 12歳から14歳までの中学生(本人が対象)	コミュニティ推進課	継続	
			子どもが歴史に興味や親しみ持てるよう、文化財に関連する体験学習を実施します。 守口市立図書館において、子どもたちの学ぶ意欲を引き出すための体験学習を実施します。	6歳から11歳までの小学生(本人が対象) 対象を限定しない	生涯学習・スポーツ振興課	継続	
126	103	芸術・伝統文化にふれる機会の提供	もりぐち歴史館「旧中西家住宅」では、かるた会など四季折々の行事、また、美術展覧会や日本南画院大作展、市民文化祭での伝統芸能の鑑賞会など、子どもたちが伝統文化や芸術にふれる機会を提供します。	対象を限定しない	生涯学習・スポーツ振興課	継続	
127	104	地域コーディネーターの活動支援	地域コーディネーターは大阪府の養育講座を受けた修了者が中学校区で地域行事の支援や中学生による読み聞かせ会などの行事を実施しており、その活動を支援し、地域の教育環境づくりの推進に努めます。	対象を限定しない	生涯学習・スポーツ振興課	継続	
129	105	青少年育成指導員校区活動支援	青少年育成指導員の活動を行うために必要となる知識や技能を習得するための講習会や研修会への参加支援を行います。	青少年育成指導員	コミュニティ推進課	継続	
			こども会親善スポーツ大会やこども会駅伝、こどもまつりなどの機会を通して子どもたちの地域間や異年齢間の交流親睦を図り、心身ともに健やかに成長することができるよう青少年育成指導員の活動を支援します。	6歳から11歳までの小学生(本人が対象) 12歳から14歳までの中学生(本人が対象) 15歳から17歳までの高校生(本人が対象)	コミュニティ推進課	継続	
32	再掲	No.33 学校運営協議会					

・推進項目5. 子どもの居場所づくり

目標値名	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
市立児童センターの延べ利用者数		
守口児童クラブ「登録児童室」の延べ利用者数		

旧施策No	施策No	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課	区分	備考
130	106	市立児童センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>健全な遊びを通じて、就学前の乳幼児(保護者等同伴)と小学生の子どもの健康で豊かな心を育てる活動を行う場所として運営を行います。また、子育て講座や遊びの講座などの充実を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。</li> </ul>	0歳から5歳までの就学前までの乳幼児(保護者同伴が対象) 6歳から11歳までの小学生(本人が対象)	子育て世代包括支援センター	継続	
131	再掲	No.86 もりぐち児童クラブ(「入会児童室(放課後児童健全育成事業)」と「登録児童室(放課後子供教室)」)					

・推進項目6. 犯罪等の被害から子どもを守るための活動支援

目標値名	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
「こども110番の家」の登録件数		
「少年を守る店」の登録件数		

旧施策No	施策No	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課	区分	備考
132	107	「こども110番の家」運動	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の家庭・団体等の協力を得て、子どもの緊急避難場所としての役割を担う「こども110番の家」運動を推進します。</li> </ul>	0歳から2歳までの乳幼児(本人が対象) 3歳から就学前までの幼児(本人が対象) 6歳から11歳までの小学生(本人が対象) 12歳から14歳までの中学生(本人が対象) 15歳から17歳までの高校生(本人が対象)	コミュニティ推進課	継続	
133	108	「少年を守る店」運動	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の商店・業者等の協力を得て、未成年の非行防止に協力する「少年を守る店」運動を推進します。</li> </ul>	6歳から11歳までの小学生(本人が対象) 12歳から14歳までの中学生(本人が対象) 15歳から17歳までの高校生(本人が対象) 18歳から19歳までの未成年(本人が対象)	コミュニティ推進課	継続	
134	109	登下校時の安全確保(見守り隊・声かけ隊)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市立小学校及び義務教育学校前期課程に通う子どもたちの登下校時の安全を守るため、PTAおよび地域団体のボランティアの協力を得て取組みを促進します。</li> </ul>	6歳から11歳までの小学生(小学生のうち立小学校及び義務教育学校前期課程に通う児童)(本人が対象)	学校教育課	継続	
64	再掲	No.54 子どもを守る防犯声かけパトロール					
135	再掲	No.57 青少年育成指導員による子どもを見守る取組み					